

足寄町立特別養護老人ホーム特定技能外国人受入支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領（以下「本要領」という。）は、足寄町立特別養護老人ホームにおける質の高い介護人材の確保および安定的・持続的な施設運営を図るための特定技能外国人介護士の受入を目的に、価格面による競争のみならず総合的に評価を行うことで、最も適当と思われる者を優先交渉権者として選考するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に係る手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

- (1) 業 務 名 称 足寄町立特別養護老人ホーム特定技能外国人受入支援業務
- (2) 業 務 内 容 足寄町立特別養護老人ホーム特定技能外国人受入支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和10年3月31日
(令和10年度以降の契約については、双方協議のうえ継続予定とする。)
- (4) 想定契約金額 特定技能外国人1人あたり 946,000円（税込）
内訳 初期費用（人材紹介料、入国時支援費用）660,000円（税別）
月額費用（登録支援委託料）25,000円（税別）×8ヶ月
消費税（10%）86,000円
※ 想定契約金額は、業務の目安として作成したものであり、契約金額ではない。
- (5) そ の 他 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

3 受託者選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者又は、同条の4第2項の規定により競争入札への参加が取り消されていない者であること。
- (2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (4) 令和5年1月1日から現在までの間に、北海道内の介護施設において、特定技能外国人介護士の受入支援を行った実績がある者であること。
- (5) 足寄町暴力団排除条例(平成25年条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと及びそれらと密接な関係を有していないこと。

5 実施スケジュール

- (1) 本要領及び仕様書の公表（公募開始） / 令和8年10月 5日（月）9時00分
- (2) 質問書の提出期限 / 令和8年10月15日（木）17時00分まで
- (3) 質問に対する回答 / 令和8年10月20日（火）までに町ホームページで回答
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限 / 令和8年10月27日（火）17時00分まで
- (5) 企画提案書の提出期限 / 令和8年10月27日（火）17時00分まで
- (6) 企画提案書審査（プレゼンテーション） / 令和8年11月5日（木）
- (7) 優先交渉権者の決定 / 令和8年11月6日（金）（予定）
- (8) 契約の締結 / 令和8年12月下旬（補正予算可決後に契約締結）

※ただし、各実施日について事務の都合上変更できるものとする。

6 質問書の受付及び回答

本要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式6）を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式6）
- (2) 提出期限 令和8年10月15日（木）17時00分 まで
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答方法 提出された質問は令和8年10月20日（火）に足寄町ホームページで回答

7 プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する場合は、下記「提出書類」一式を期日までに提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式1）
 - 誓約書（様式2）
 - 会社の概要がわかる書類（様式3）
 - 業務実績（様式4）
 - 登記事項証明書（全部事項証明書）※発行から3ヶ月以内
 - 有料職業紹介事業許可証（写し）
 - 登録支援機関登録証明書（写し）
 - 直近年度の下記納税証明書類
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3の3）
 - ・ 本店所在地の都道府県民税の納税証明書
 - ・ 本店所在地の市区町村が発行する完納証明書
- (2) 提出期限 令和8年10月27日（火）17時00分必着
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール

※郵送又は電子メールで提出の場合は、必ず電話にて送付した旨連絡すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

審査を円滑に行うため、別紙の審査評価基準に定める【第1章】～【第5章】の構成・順序に沿って作成すること。

イ 見積書（様式5）

(2) 提出期限 令和8年10月27日（火）17時00分必着

(3) 提出部数 正本1部、副本7部（ホチキス又はクリップによりとめること）

※ 上記とは別に、提出書類をPDF化したデータを電子メールにて送信すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)とする。ただし、郵送の場合は、必ず送付した旨の電話連絡をすること。

9 審査評価基準及び選考方法

企画提案書に基づき、足寄町立特別養護老人ホーム特定技能外国人受入支援業務受託者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、比較・検討のうえ、審査評価基準などから総合的に審査を行う。

企画提案書審査で評価点が最も高い者に本事業の優先交渉権を与え、契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。また、評価点が同点となった場合は、委員で協議し判断することとする。

なお、応募者が1者であった場合でも、提案内容が本業務の目的を達成し得る水準にあるかを審査委員会において審査し、あらかじめ定める最低基準点を満たした場合に限り、優先交渉権者として選定することができる。最低基準点に満たない場合又は競争性・実施体制に疑義がある場合は、再公告、仕様見直しその他必要な対応を検討するものとする。

(1) 審査基準 別紙「審査評価基準」のとおり

(2) 企画提案書審査（プレゼンテーション）

本プロポーザルへの参加資格を満たしたものは、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

ア 実施日時及び会場

日時：令和8年11月5日（木）13時～19時のうち指定する30分間

会場：足寄町役場会議室1

イ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、審査員が理解しやすい簡潔な提案内容説明とし、説明20分間、質疑応答10分間を参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、業務責任者もしくは担当者となる方は必ず1名以上出席すること。

なお、Web形式によるプレゼンテーションの参加及びプレゼンテーション時にプロジェクター等を使用する場合は、事前に下記の問い合わせ先まで連絡することとし、プレゼンテーション時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された資料のみとする。

また、プレゼンテーション実施当日の資料の追加及び変更は認めない。

(3) 審査結果の発表

ア 審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

イ 審査結果や選定内容に対する異義申し立ては一切受け付けない。

10 留意事項

(1) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類に用いる言語は、日本語、基本通貨単位は日本円とする。

(3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについては、この限りではない。提出された書類は、一切返却しない。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。

(5) 企画提案書等は、受託者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

(7) プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。

(8) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

(9) 参加表明書提出者が8者を超えた場合は、資格審査基準による書面審査を行い、11月5日のプレゼンテーションへの参加者数を8者以内とする。

11 問い合わせ先・各書類提出先

〒089-3704 北海道足寄郡足寄町北4条1丁目17番地1

足寄町立特別養護老人ホーム

電話番号 0156-25-3355（直通）

電子メール tokuyou@town.ashoro.hokkaido.jp

審査評価基準

別紙

No.	評価項目	説明・提示すべき内容（指示事項）	配点
【第1章】実績・信頼性（合計 25 点）			25 点
①	介護分野の紹介実績	過去3年間における介護分野での「特定技能」紹介・支援実績数（全国実績および北海道内での実績を明記）。これまでの紹介人材における定着率（離職率）の実績データも提示すること。	10 点
②	現地送り出し機関との連携	連携している現地送り出し機関の選定基準および質の担保方法。現地における教育施設の有無や教育体制・指導カリキュラムの特徴を提示すること。	5 点
③	法令順守・過去のトラブル	過去における行政指導やトラブルの有無、およびその際の対応実績。自社内のコンプライアンス維持体制・個人情報管理等の運用ルールを提示すること。	10 点
【第2章】人材の質（合計 15 点）			15 点
④	日本語・介護技能教育	入国前・入国後における日本語能力（JLPT N4・N3 取得等）に向けた教育プログラム。介護現場の専門用語や実技に関する独自の学習支援プログラム・教材等の特徴を提示すること。	10 点
⑤	人柄・適正の見極め	面接実施前に行う独自のスクリーニング手法（一次選考基準）。介護職としての適性や人柄を見極めるための適性検査の実施有無・選考プロセスを提示すること。	5 点
【第3章】支援体制（合計 25 点）			25 点
⑥	生活支援サポート	入国時・役所・銀行等での諸手続き支援の手厚さ。日本での生活ルール、マナー指導の具体的な方法・実施タイミングを提示すること。	10 点
⑦	定着支援・メンタルケア	入国後の定期面談の実施頻度および訪問・オンライン等の実施形式。相談対応窓口の体制（対応可能な母国語の種類、受付時間、緊急時対応等）を提示すること。	10 点
⑧	地域特有のサポート	寒冷地（北海道）特有の生活指導（防寒着の準備、暖房器具の扱い、除雪・結露対策など）。地域住民や自治体との交流支援、コミュニティ形成へのサポート案を提示すること。	5 点
【第4章】費用・保証（合計 25 点）			25 点
⑨	初期費用の妥当性	紹介手数料、現地渡航費、事前ガイダンス費用など、採用・入国までにかかる初期費用総額とその明確な内訳を提示すること。	10 点
⑩	月額費用の妥当性	毎月の支援委託費用（1名あたり）の金額設定および、月額費用に含まれる具体的なサポート範囲（サービス内容とのバランス）を提示すること。	10 点
⑪	早期離職時の保証	早期離職（自己都合・会社都合等）が発生した場合の返金規定。代替人材紹介（リプレイス保証）の条件および対象期間を提示すること。	5 点
【第5章】総合・その他（合計 10 点）			10 点
⑫	全体的な印象等	プレゼンテーション資料のわかりやすさ・見やすさ、説明の明確さ、質疑応答に対する的確性および提案に対する誠実さや姿勢。 上記以外に特に優れているサービスやサポート等の内容。	10 点
合 計 点 数			100 点